

旅費の精算事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項										
芥川高等学校	<p>旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="492 552 1629 730"> <thead> <tr> <th data-bbox="492 552 596 621">職員</th> <th data-bbox="596 552 845 621">出張先</th> <th data-bbox="845 552 1163 621">出張期間</th> <th data-bbox="1163 552 1341 621">旅費支給額</th> <th data-bbox="1341 552 1629 621">精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="492 621 596 730">A</td> <td data-bbox="596 621 845 730">神奈川県</td> <td data-bbox="845 621 1163 730">令和5年1月15日から同月16日まで</td> <td data-bbox="1163 621 1341 730">37,100円</td> <td data-bbox="1341 621 1629 730">令和5年3月27日</td> </tr> </tbody> </table>	職員	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日	A	神奈川県	令和5年1月15日から同月16日まで	37,100円	令和5年3月27日	<p>検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底し、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p> </div>
職員	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日								
A	神奈川県	令和5年1月15日から同月16日まで	37,100円	令和5年3月27日								

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年12月8日）